

令和 7 年度生活支援体制整備事業 新任担当者向け研修会

日 時： 令 和 7 年 6 月 13 日 (金)
13 時 30 分～16 時 00 分

Zoom によるオンライン開催



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

令和 7 年度生活支援体制整備事業新任担当者向け研修会の参加にあたって

1. Zoom へのアクセス手順について

当日の受付開始時間(13時 00 分以降)に下記 Zoom のURLをクリックしてください。

招待URL: <https://us02web.zoom.us/j/83276057775>

ミーティングID: 832 7605 7775

パスコード: aJa1DE

2. 入室時のお願い

当日、入室されましたら下記3つの設定を行うようお願いいたします。

(1) 名前の変更

下記の例を参考に名前の変更をお願いいたします。

「No (注) + 市町村名 + 参加者名」

画面下部中央「参加者」をクリック→自分の名前にカーソル→「詳細」をクリック→「名前の変更」を

クリック→新規表示名に「No+市町村名+参加者名(代表者名)」入力→「OK」をクリック

(No(注): 資料、参加者名簿の市町村欄左側の「No」)

(2) 音 声 等

研修会参加時は「音声なし(ミュート)」発言者は「音声あり(ミュート解除)」

・画面下部左側の「マイク」のアイコン表示が「ミュート」になっていることを確認、発言者は「ミュート解除」に変更

カメラは「オン」になっていることを確認願います。

(3) 録 画

録画については禁止いたします。ご協力のほどお願いいたします。

日 程 及 び 内 容

時 間	内 容
13:30~13:40	開会 挨拶 茨城県社会福祉協議会 参事兼福祉のまちづくり推進部部长 中村 英一
13:40~14:00	説明:「県の方針説明」 茨城県保健医療部健康推進課 地域包括ケア推進室 地域支援・在宅医療グループ 技師 宮崎 星 氏
14:00~14:45 14:45~14:55 14:55~15:15 15:15~15:45 15:45~16:00	講義:「生活支援コーディネーターの役割」 休憩 グループワーク① 講義:「地域が元気になる協議体の進め方」 グループワーク② 講師:特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 参事 橋本 泰典 氏
16:00	閉会
16:00~16:30	自由参加の情報交換会



令和 7 年度生活支援体制整備事業 新任担当者向け研修会 ～県の方針説明～

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）

茨城県保健医療部健康推進課
地域包括ケア推進室 宮崎

市町村ご担当者様、SCの皆様へのお願い

市町村担当者：

- **事業の方針を明確にする**
（協議体を設置することが目的ではない）
- 他の地域支援事業担当者との情報交換をととして、**事業間の連動を検討する**（事業の効果的な実施、効率化を図る）

市町村担当者、SC：

- **市町村担当者、SC、地域包括支援センター職員間で定期的な打合せの実施や、地域ケア会議へのSCの参加により情報共有の機会をもつ**
- 総合事業や地域ケア会議等**他の地域支援事業を理解する**

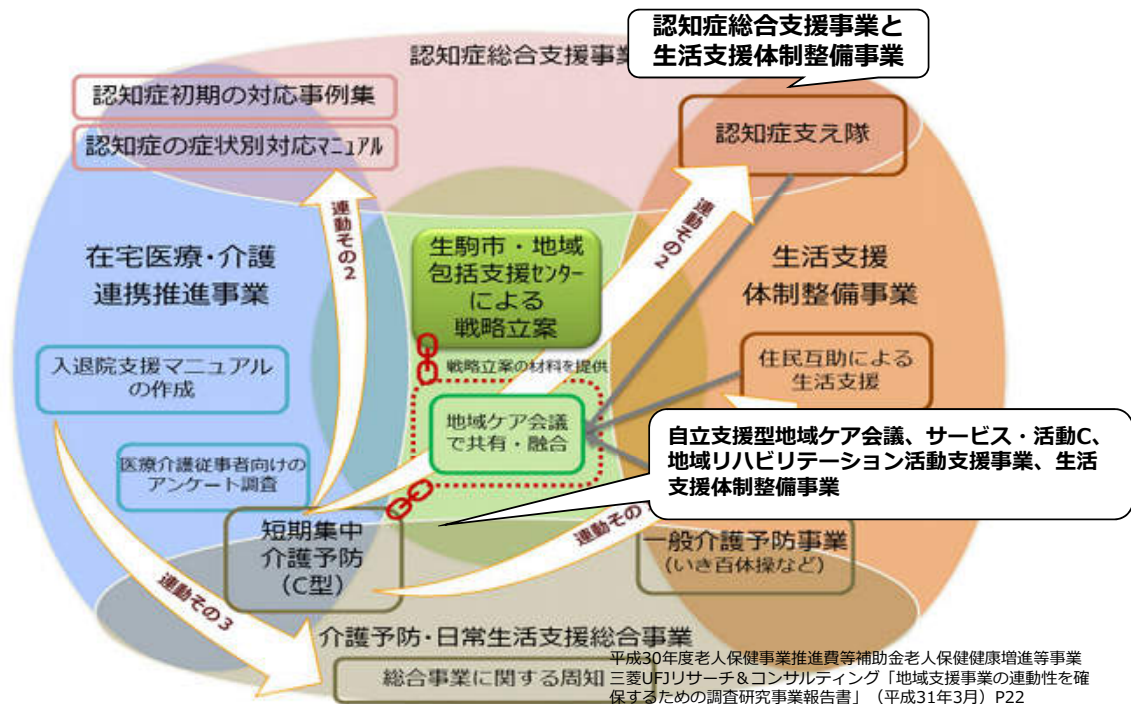
(参考) 事業間連動について

連動の樽

地域支援事業全体や
事業間連動を考えてみよう

株式会社日本能率協会総合研究所
「【市町村向け】地域づくり支援ハンドブック～
2023年度版～」P198-199

<奈良県生駒市における地域支援事業の連動性>



令和7年度茨城県生活支援体制整備支援事業年間予定

国の方針に準じて市町村への情報提供等により市町村を支援します。

(県社協委託事業)

【令和7年度予定】

行政としての事業の方針検討

(1) 生活支援体制整備事業市町村担当者会議

5月9日(金) 13:30~16:00 オンライン(市町村担当者)

(2) 生活支援体制整備事業新任担当者向け研修会

6月13日(金) 13:30~16:00 オンライン

(3) ブロック別情報交換会

委託先(SC)ー行政・地域包括
支援センター間の連携推進

- ・ 6月24日 県央ブロック(セキショウ・ウェルビーイング福祉会館)
- ・ 6月27日 鹿行ブロック(県立鹿行生涯学習センターレイクエコー)
- ・ 7月 2日 県南ブロック(勤労者総合福祉センターワークヒル土浦)
- ・ 7月 4日 県西ブロック(八千代町中央公民館)
- ・ 7月 8日 県北ブロック(常陸太田市民交流センター・パルティホール)
- ・ 7月15日 稲北ブロック(龍ヶ崎市役所保健福祉棟)

(4) 官民連携推進に関する研修会

官民連携の事例を行政と
民間事業所間で共有

第1回 8月頃、第2回 1月頃 対面

(5) 地域資源に関する研修会

SCの地域資源の把握に関する
資質向上

10月頃

SCのネットワーク構築

(6) わいがや座談会

通年（年5回程度予定）

その他

介護予防事業との連携

サービス・活動C実施市町村向け研修会

生活支援体制整備アドバイザー

桑野さん（県北、県央、鹿行担当）、荻沼さん（県南、県西、稲北担当）

～生活支援コーディネーターの役割～

生活支援コーディネーターに着任された方や

生活支援体制整備事業に関わるみなさまに寄せて



特定非営利活動法人

全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）

橋本 泰典 / 地域支え合い推進プロジェクト 参事



NPO法人

全国コミュニティライフサポートセンター
(CLC)

- ・宮城県仙台市に本部のあるNPO法人です。
- ・高齢者及び障害者、子どもなどが自立した生活を営むために必要な支援を実施する団体や、それらの団体のネットワーク組織を支援することにより、「だれもが地域で普通に」暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して、1999年夏に任意団体として設立、2001年2月以降はNPO法人として活動を行っています。
- ・セミナーや研修を担当する企画・事業グループ、厚生労働省などから委託を受けて地域づくりの研究を担う調査・研究グループ、書籍の編集・出版・販売を担当する出版・広報グループ、総務グループのほか、24時間365日断らない緊急一時受け入れ施設「ひなたぼっこ」の運営をしています。
- ・当初は、高齢者ケアを担う職員や先駆的な実践のネットワークづくりに取り組んでいましたが、東日本大震災発災以降、被災地で活躍する支援員のスキルアップから、生活支援体制整備事業などをはじめとした地域づくりに携わる職員の方たちの学びの場の提供や、各地にお邪魔して地域のみなさんと一緒に、地域づくりを一緒に考える機会を多くいただいています。

橋本 泰典 (はしもと やすのり)

／地域支え合い推進プロジェクト 参事



特定非営利活動法人

全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

◆社会福祉協議会、居宅介護支援事業所勤務を経て、2011.7月にCLCに入社。

主に生活支援体制整備事業関連の業務を担当

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県などの自治体で、生活支援体制整備事業と支え合う地域づくり活動に関わる

◇厚生労働省老健局老人保健健康増進等事業「地域づくり加速化事業」伴走的支援アドバイザー (R4～現在 北海道厚生局)

福島県・福島市・大熊町・富岡町・昭和村 (福島県)、弟子屈町 (北海道) など生活支援体制整備事業アドバイザー、
多賀城市 (宮城県) 地域包括支援センター運営協議会委員 など

◇栃木県宇都宮市在住 (2011年から宮城県仙台市に単身赴任中)

14:00～14:45 (45) 講義①:SCの役割

14:45～14:55 (10) 休憩

14:55～15:15 (20) BUR①

15:15～15:45 (30) 講義②:協議体について

15:45～16:00 (15) BUR②

生活支援体制整備事業を考える際の 基本的な視点について

生活支援体制整備事業を考える際の基本的な視点について 背景

「2025年問題」

○「2015年」→ 団塊の世代が65歳以上に

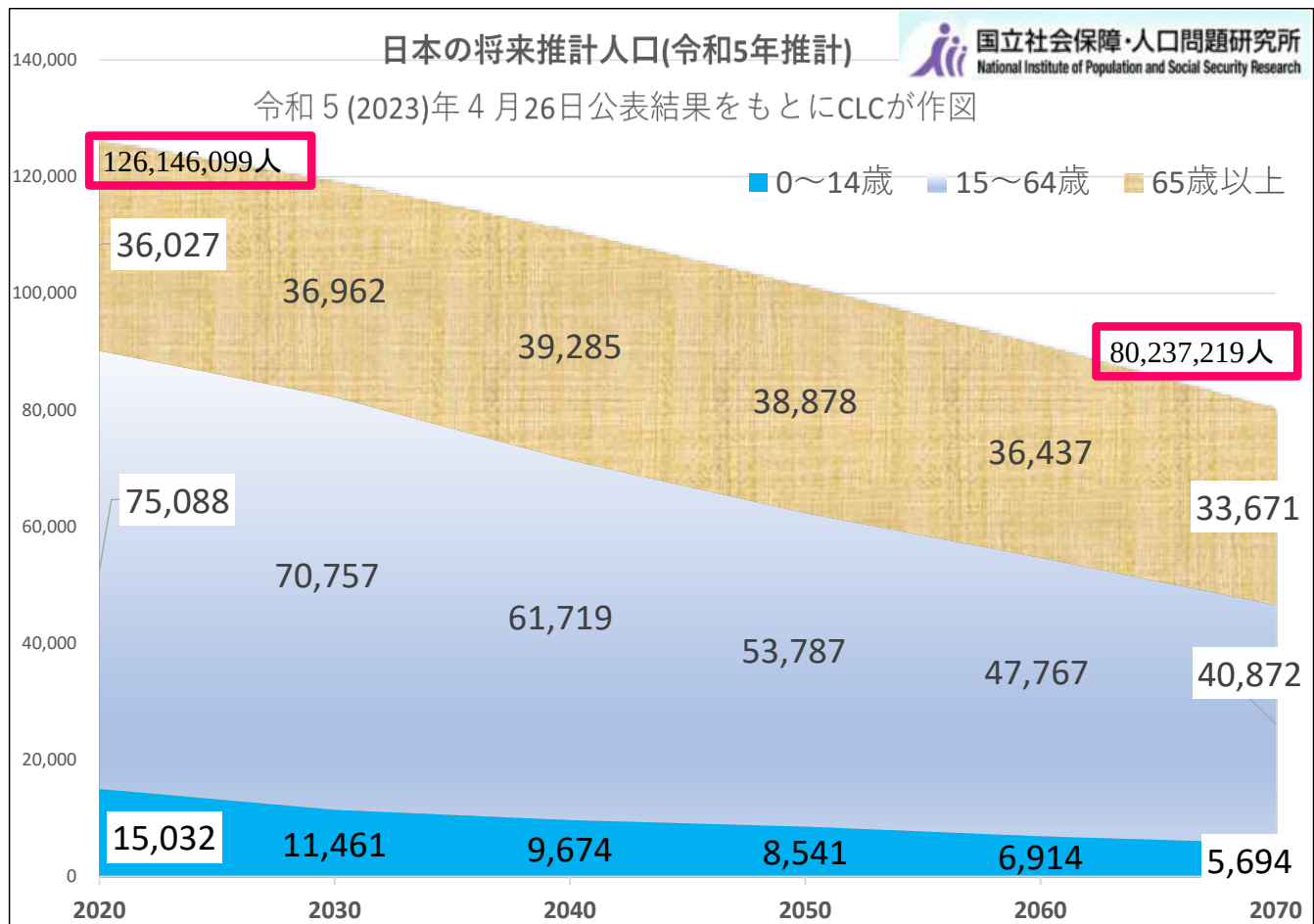
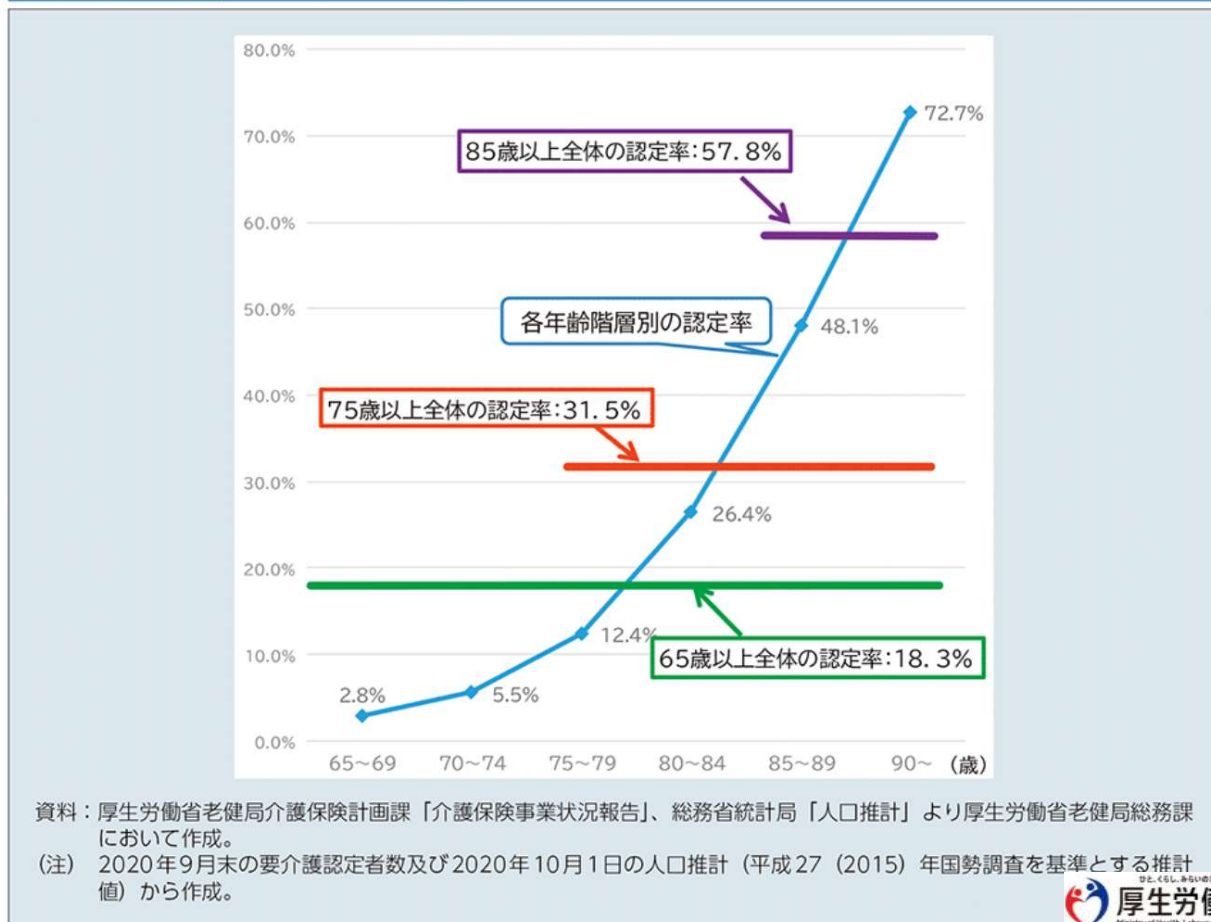
○「2025年」→ 団塊の世代が75歳以上に

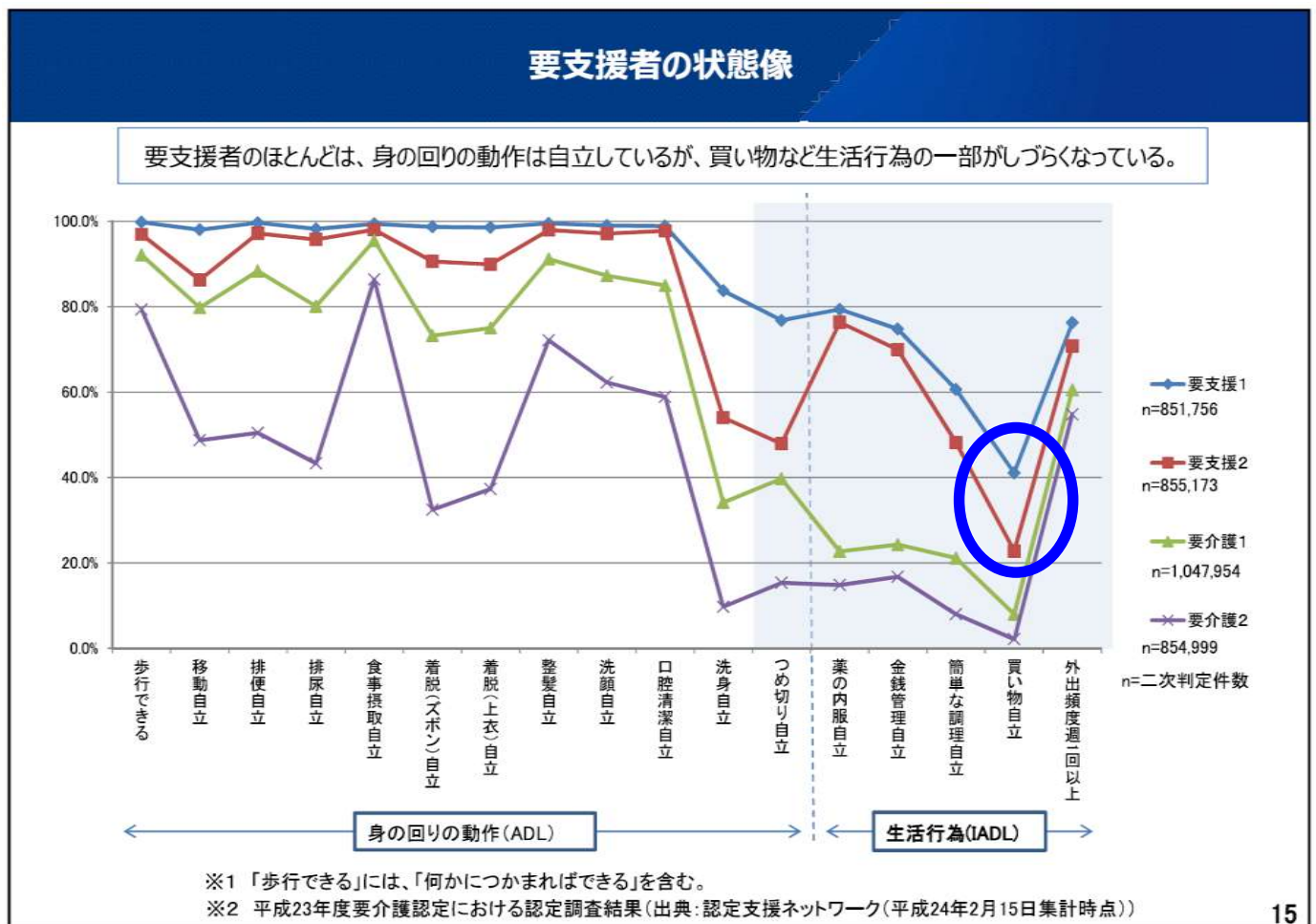
○「2040年」→ 団塊ジュニアが皆65歳以上に



◎ 『2035年』⇒
団塊の世代が85歳以上に

図表 2-1-4 年齢階級別の要介護認定率





平成26(2014)年 介護保険法の改正

◎ 地域支援事業

○ 包括的支援事業・生活支援体制整備事業

- ・「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置
- ・「協議体」の設置

○ 新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

- ・「介護予防・生活支援サービス事業」
- ・「一般介護予防事業」



「つながり・支え合う地域づくり」

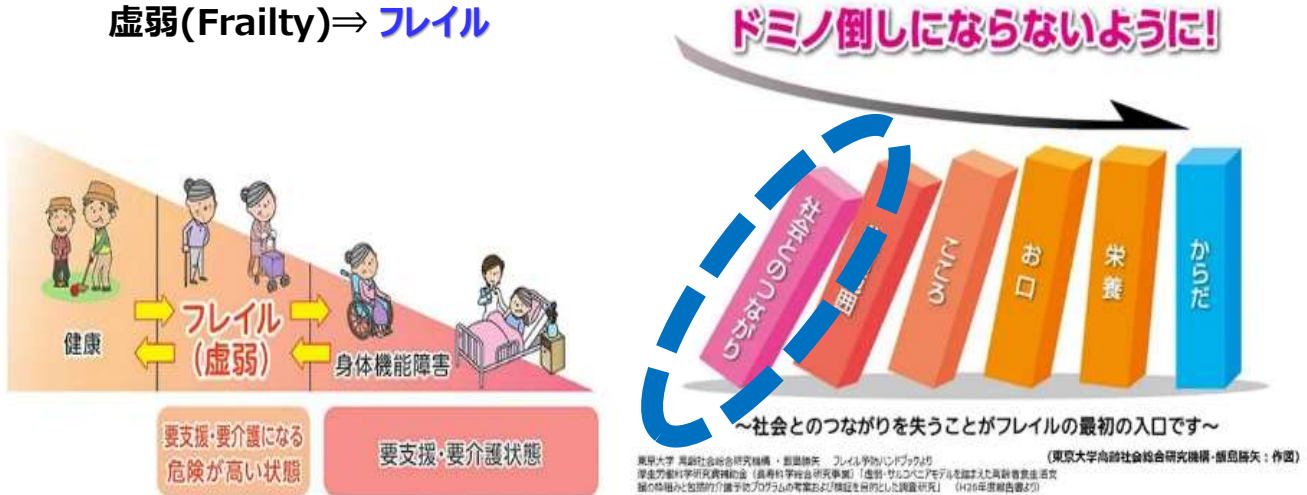
フレイル

フレイル・・・健常な状態と要介護状態(日常生活でサポートが必要な状態)の中間の状態として、日本老年医学会が2014年に提唱。

多くの高齢者は健康な状態から、筋力が衰える「サルコペニア」という状態を経て、さらに生活機能が全般に衰える「フレイル」となり、要介護状態に至る。

しかし、適切な介入により、様々な機能を可逆的に戻せる状態像

虚弱(Frailty)⇒ フレイル



出典：東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢先生 作成（葛谷雅文，日老医誌 46:279-285, 2009より引用改変）

生活支援体制整備事業を考える際の基本的な視点について 改正①

サービスや仕組みづくり

気にかける、まね合う地域づくり

介護予防の観点から、健康長寿と支え合う地域づくりを進める一体的な事業

大区分	中区分	個別事業・サービス類型など
地域支援事業	介護予防・生活支援サ	サービス（従前相当・A～D）
	日常生活支援	（従前相当・A～C）
	総合事業	（配食、見守り等）
		（アマネジメント）
	一般介	
	在宅医療・	
	生活支援体制整備	
	認知症総合支援事業	認知症
		認知症交
	地域ケア会議推進	（地域ケア会議に係る費用を計上）
任意事業		(1) 介護給付等費用適正化事業
		(2) 家族介護支援事業
		(3) その他の事業

数値化
しやすい

設置数
回数など
量的な変化

評価に用い
る尺度が違
うことを
互いに理解

数値化
しにくい
(数値化できて
いないものも
ある)

幸福度
安心、生き
がい、有用感

地域づくり支援
ハンドブック
vol.1 一部加筆

総合事業で役場や包括が
運営する介護予防教室も、
通所△も…訪問◇も…

生活支援体制整備事業でSC
が取り組むつどいやサロンも、
社会福祉協議会のいきいき
ふれあいサロンも、
老人クラブ活動も…



すべてが
“健康づくり(介護予防)”と
“つながりづくり(社会参加)”の

機会です。コーディネーターも、
行政の関連部署も、共通理解のもと
協働することがたいせつです。

生活支援体制整備事業を考える際の基本的な視点について 改正①

地域支援事業が目指す、これからの
地域のすがた

ロコモティブシンドローム
(運動器廃用症候群) 予防

フレイル(虚弱) 予防

個人の
健康寿命

仲間や地域の
健康寿命

元気な個人

元気な地域

みんなが得意なことで活躍する、働く、生きがいを持てる

2024年8月

地域支援事業実施要綱 改正

生活支援体制整備事業を考える際の基本的な視点について 改正②

2 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第2項第5号）

(1) 目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。

このため、法第 115 条の 45 第2項第5号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）においては、**市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的としている。**

2 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第2項第5号）

(3) 実施内容 イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

(ア) 業務の目的

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、aに掲げる資源開発においては、**資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割**を担うものである。したがって、市町村及び地域包括支援センターは、適切に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。

また、コーディネート業務の実施に当たっては、高齢者が、単に地域の生活支援・介護予防**サービスを享受するだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加する**ことを促すよう取り組むこと。

2 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第2項第5号）

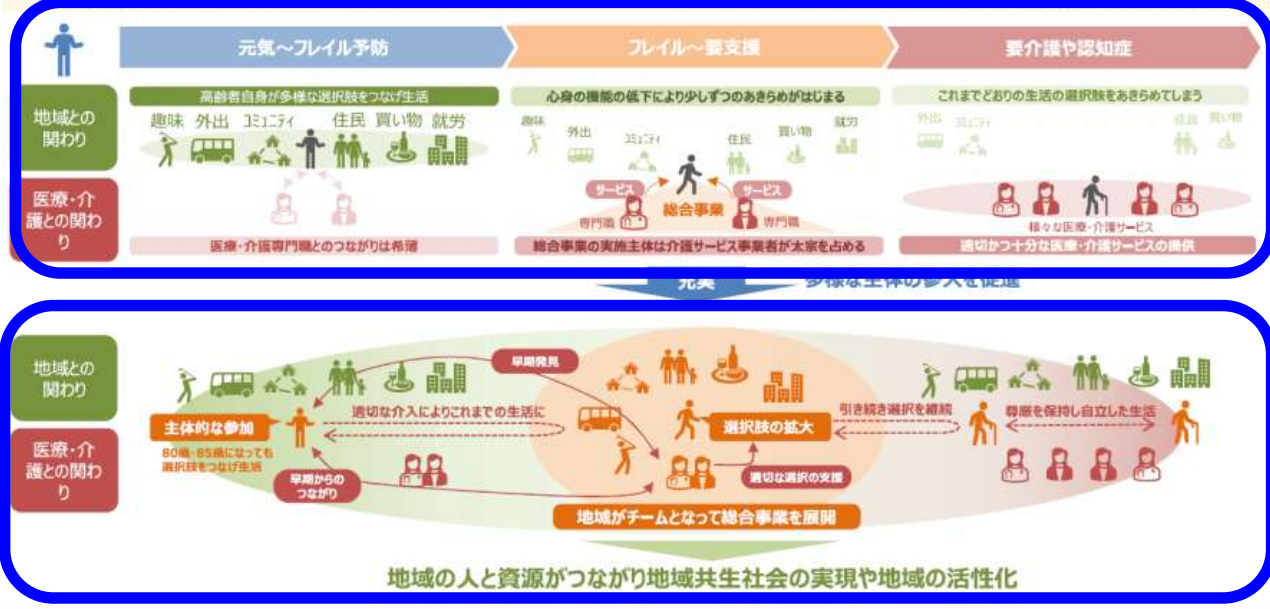
(3) 実施内容 イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

(イ) 業務の内容

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、**地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うこと**を通じ、関係者の間で**地域の現状や将来像の共有を図るとともに、地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進する**

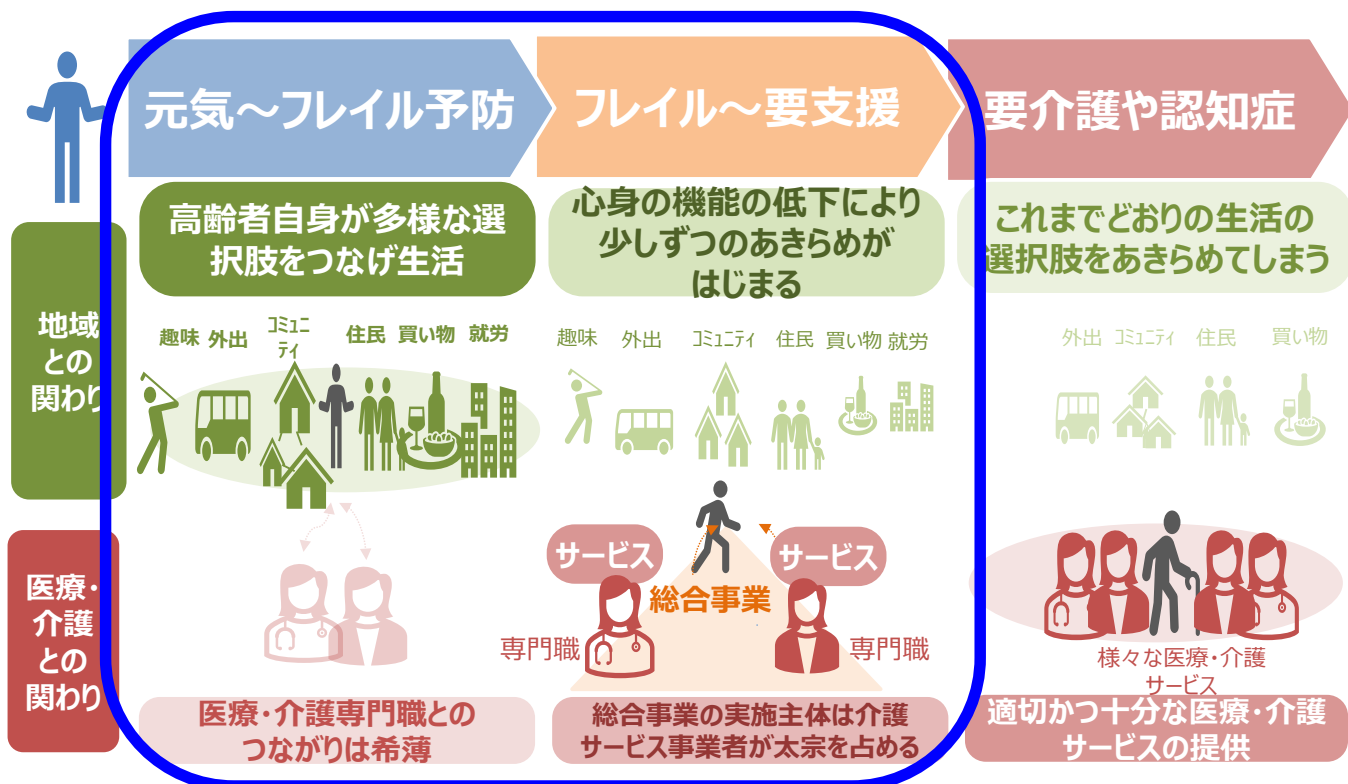
介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）② 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気にうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



24

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）② 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化





元気～フレイル予防

フレイル～要支援

要介護や認知症

充実

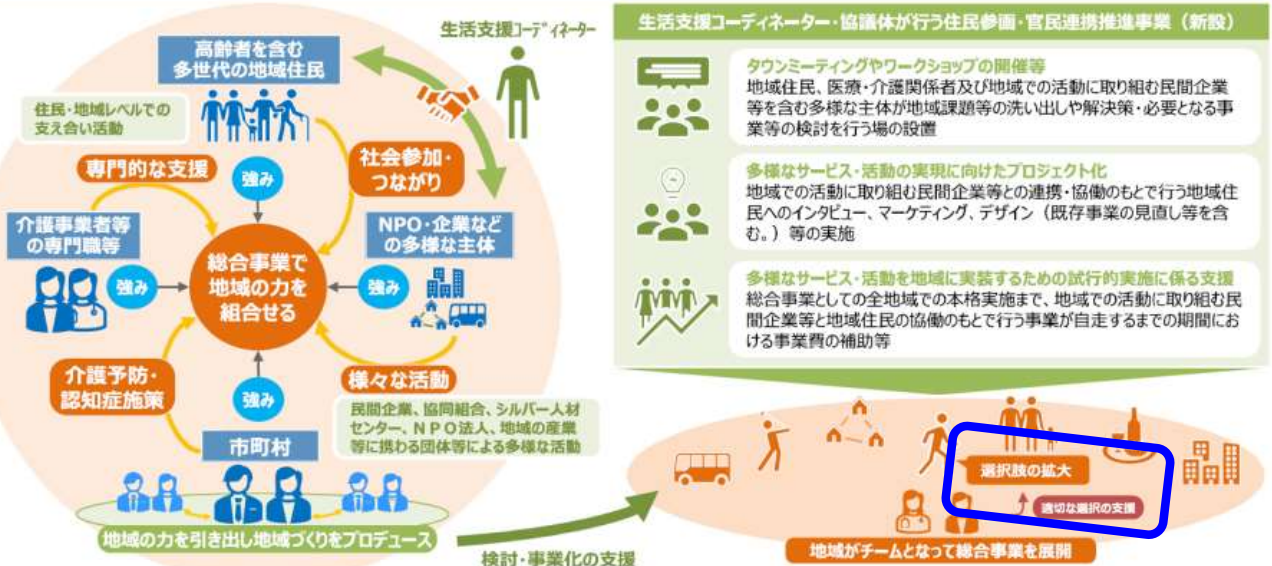
多様な主体の参入を促進

年齢や状態に関わらず、仲間や地域とつながり続ける。役割や仕事をととして生きがいのある暮らしを続けられるよう、社会全体で支える



生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進 (令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

- 高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。
 - このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。
- 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

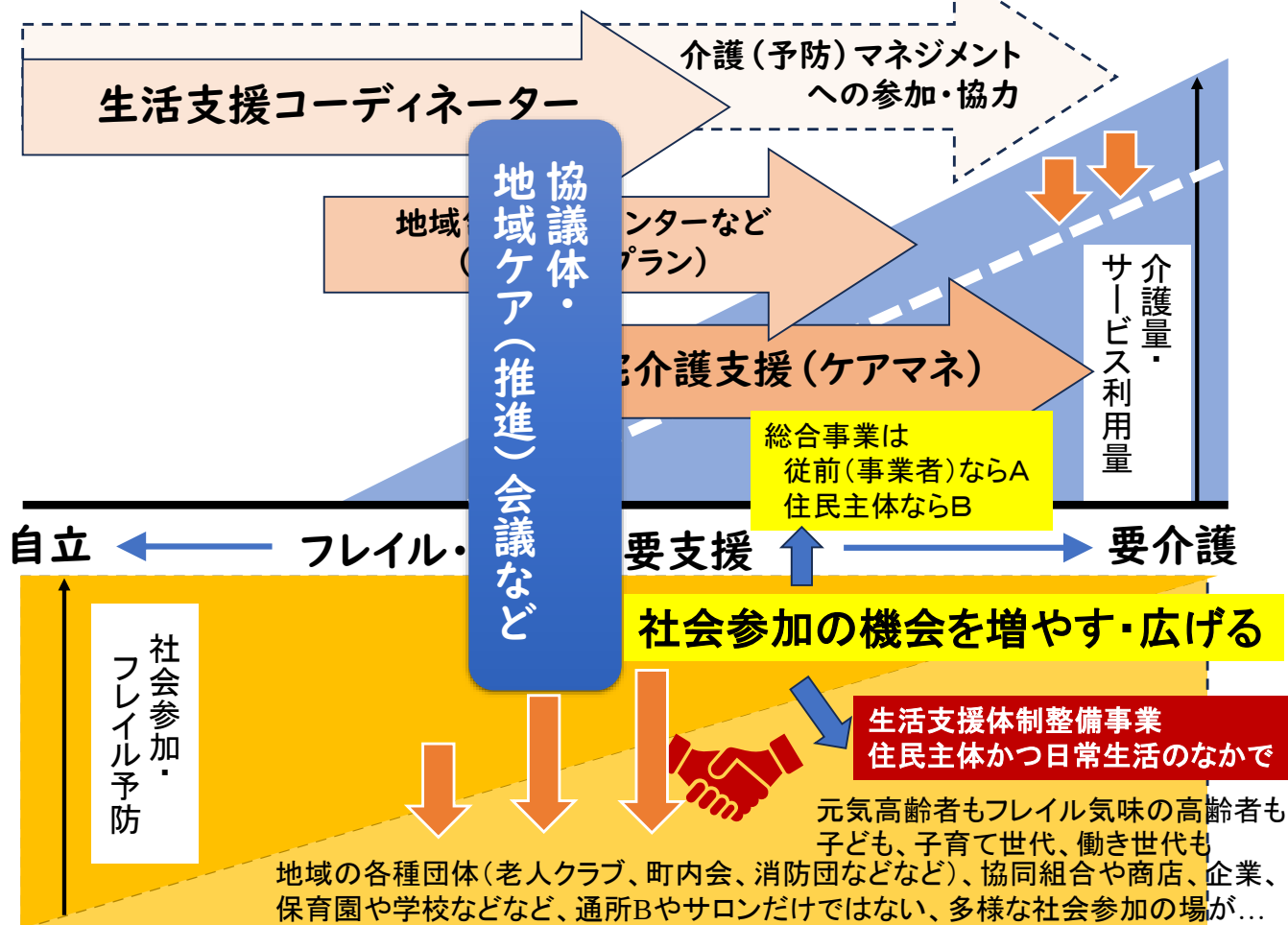
■第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数



2023（R5）年12月7日

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理

Ⅲ. おわりに

- 本検討会では、令和5年4月から5回にわたり、総合事業の充実に向けた方策について議論を重ね、以上のとおり中間整理を行った。
- 本検討会では、総合事業を、地域共生社会を実現するための基盤と位置づけている。
- また、本検討会で掲げる自立とは、公的・社会的支援を利用しながらも行為主体として独立していること、あるいは主体的に自由に暮らし方を選ぶことである。
- そして、そのような視点に立って、本検討会では、総合事業を、介護保険事業を運営する市町村の立場からではなく、地域に暮らす高齢者の立場から、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者の自立した日常生活とそのための活動の選択という観点に基盤を置き、それをもとに市町村が地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて展開されていくべきものと捉え、検討を重ねてきた。
- その意味で、この中間整理は、これまでの市町村の総合事業の取組を活かしつつも、大きな発想の転換によるフルモデルチェンジを促すものとなっている。
- 第9期介護保険事業計画期間において、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすることで、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指す取組が進むことを期待する。

生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」、「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五條の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
○地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む） ○サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成 ○元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保	○多様な主体を含む関係者間の情報共有 ○サービス提供主体間の連携の体制づくり	○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

（２）協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体	地域運営組織	NPO法人	社協・社会福祉法人	協同組合	民間企業	保険外サービス等の実施者	等
-----------	--------	-------	-----------	------	------	--------------	---

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- 住民参画・官民連携型事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

34

生活支援コーディネーターになったら、まずやることは、地域を知ること

課題（できていないこと、
地域にないもの、足りない
もの…）**探し**

地域の生活課題／買い物
や移動の困難、人口減少・
高齢化、担い手不足…

**あるもの（お宝）を
活かす**

（できていることを1日でも長く）
資源開発→新たに作るだけでなく、
今あるものを生かし、伝え残すことも重要

それもたいせつだけど
その前に

**まずは
あるもの（お宝）探し
（できていること）**

地域踏査→社会資源調査

資源とはサービス資源に止まらず、おすそ分けなどの日常、生活習慣や地域の歴史、既存の組織やネットワークなど、暮らし中の多岐に渡る社会関係

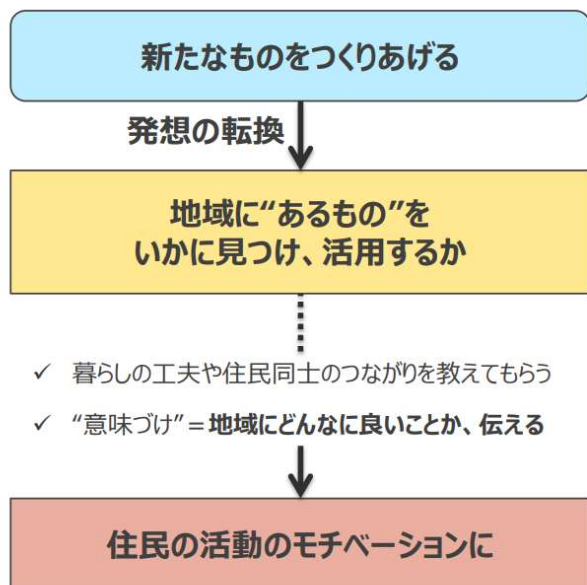
※「（地域の）お宝」とは、地域のなかにある住民同士のつながりのこと。
まさに、人と人が「つながる」ことから、「気になる存在」が生まれ、それが
「気にかけて合う仲」となって、「支え合い（支えたり、支えられたり）の関係」
に発展していきます。

2-4 今ある資源を活かす

前回の改正から
指摘されているポイント

“あるもの”を探し、“意味づけ”する

■地域づくりの発想転換



“あるもの探し”への発想転換

- 担い手や資源が減少していく社会で、新たなものを一からつくりあげていくことだけが解決の方法ではありません。
- 整備事業では、すでに地域に“あるもの”をいかに見つけ、活用するかといった発想の転換が重要です。
- 住民は何かしらの手段で自分らしい暮らしを続けているはずです。その暮らしの工夫や住民同士のつながりを教えてもらいましょう。

今ある資源を“意味づけ”する

- 井戸端会議や小さな集いも地域の資源です。それが自立支援にどんな意味があるのか“意味づけ”をします。
- 地域にとってどんなに良いことか、そして自分の介護予防にもつながっていることを住民に伝えてください。それが活動のモチベーションにつながります。

住民の“やりたい”を尊重する

- お願いされてやることは長続きしません。住民が“やりたいこと”を見つけることから始めましょう。

「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の 効果的な推進方法に関する研究事業」平成 31 年(2019 年)3 月発行 発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて 令和6年8月5日

目次

第1 総合事業の実施に関する総則的な事項	1
1 事業の目的・考え方	1
(1) 総合事業の趣旨	1
(2) 背景・基本的考え方	2
2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者	9
(1) サービス・活動事業(第1号事業)	10
(2) 一般介護予防事業	12
3 市町村による効果的・効率的な事業実施	13
4 都道府県による市町村への支援	14
5 好事例・マニュアル等の提供	16
第2 サービス・活動の種類(多様化するサービス活動の典型例)	17
第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等	26
1 基本的な考え方	26
2 生活支援・介護予防サービスの分類について	28
3 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組	29
(1) 基本的な考え方及び定義	29
(2) コーディネーターの目的・役割等	30
(3) 協議体の目的・役割等	31
(4) 住民参画・官民連携推進事業	32
(5) 市町村、都道府県及び国の役割	33
(6) 取組の流れ	34
(7) 就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置	39
(8) その他	39
4 住民主体の支援活動等の推進	40

第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等

(6) 取組の流れ

- 地域におけるサービスは、地域におけるニーズや資源に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものになってしまうおそれがあることに十分留意すること。
- なお、地域で協働するための基盤づくりや、地域資源の把握・地域課題の抽出などにおける取組においては、先行事例を元にしてポイントがまとめられているので、参考とされたい。
- また、住民主体の地域づくりにおいては、**住民の主体性を尊重した行政のスタンスが重要**である。
特に、住民主体による取組は、行政があらかじめ枠組みを作ることは、地域の自主性を損なうおそれがあることに留意し、地域にすでにある活動の発見から始め、その活動について、地域ニーズとのマッチングを行っていくという視点を持ち、また、住民主体の取組が必要とする支援は、財政的支援だけでなく、場所等の手配、専門職の派遣など、多様であることを念頭に支援を行うことが重要である。
- なお、地域づくりは、地域の実情を踏まえて進められるべきものであることから、**地域ごとの創意工夫により、取組内容に違いが生じることが想定される**が、地域の実情を踏まえずに市町村全体で同じ取組を行おうとすることは、地域づくりを後退させてしまうおそれがあることに留意が必要である。

あるもの・できていることに目を向ける

「課題」が無いわけではないけれど、

「おおよそはできている」(なんとかしている・なんとかなっている)

「課題」はくっきり見えるが、
「できていること」は、案外見えていない

- 毎日のように、近所からおかずが届く
- ついでに買ってきてくれる、ときには、買いものに一緒に連れて行ってくれる
- 気にかけてくれている人がいて、ことあるごとに、声をかけてくれる



郡山市駒板集落・駒板おさんぽ会(集落1周2.1kmを毎日歩く・コロナ感染拡大前に撮影)

日々の暮らしのひとつひとつに、さまざまな「意味」がある

「おはよう、元気？ 散歩行くよ～」

毎日2kmのお散歩

散歩のあと、だれかの家でお茶飲み

「電球が切れて困った。交換できなくて」

「煮物たくさん作ったから、持ってって」

👉 安否確認

👉 フレイル予防
&見守られ

👉 社会参加・交流

👉 ちょっとした困りごとや食事などの
日常生活支援

2023.12.6 青森県おいらせ町 地域の支え合いを考える講座②

1回目の講座で書き出した「暮らしの中のお宝＝つながり」の場面を1つ選んで、
みんなで意味づけをしてみた



「おしゃべり」 万能!最強!

4

○心配もしてもらえる

○いつでも何オでもできる.

○100オ体操のリーダーになると、あいさつ+小話を発表する.

→積極的に、堂々とできるようになってきた

おしゃべり

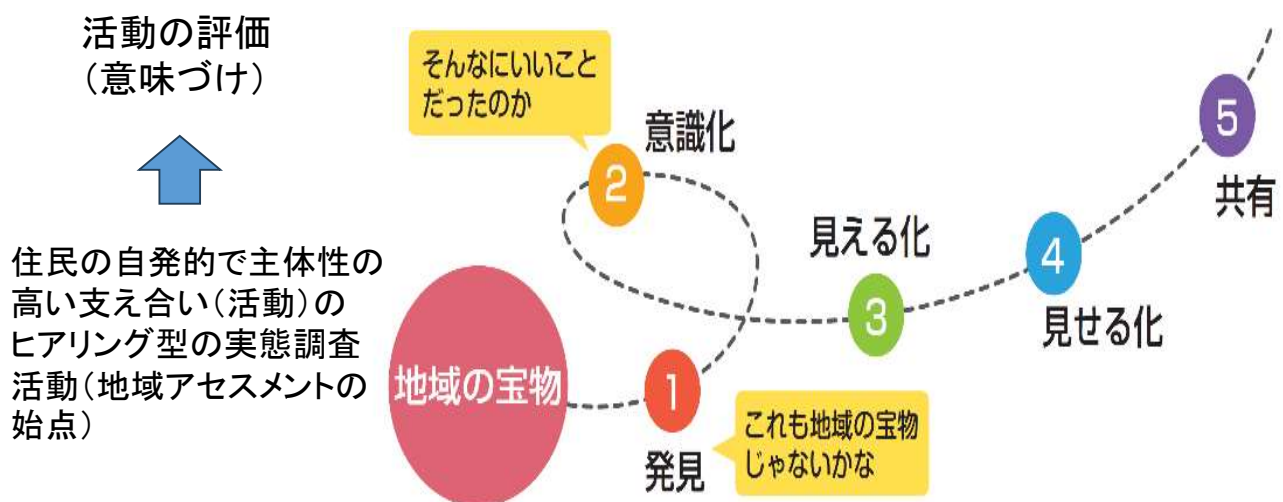
○ストレス解消.

○友だちの状況が分かる

○場所を選ばない

りっぱな活動じゃなくていい
息をするような、当たり前
の日常に
まえ合い、気にかけて合う行為がある

地域づくりのループ



生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」、「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五條の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれを促進する事業

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
○地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む） ○サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成 ○元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保	○多様な主体間の連携 ○サービス提供の連携	○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

（２）協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体	地域運営組織	NPO法人	社協・社会福祉法人	協同組合	民間企業	保険外サービス等の実施者
-----------	--------	-------	-----------	------	------	--------------

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

34

生活支援体制整備事業を考える際の基本的な視点について 改正②



CLC 特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター
Community Life Support Center

北海道における地域コミュニティの持続可能性を高める取組みに関する調査研究事業
厚生労働省老健局 令和6年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

https://www.clc-japan.com/research/2024_02.html